

# 審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和8年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第59号ほか4件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月11、12日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

## 1 議案第59号 水戸市駐車場条例の一部を改正する条例

本案は、五軒町立体駐車場に定期駐車を導入するため、使用料を定めるものであり、前年度の稼働実績及び指定管理料について、定期駐車の導入台数について、月額使用料の算定根拠及び収入見込みについて、導入後の区画の考え方及び満車時の対応について、近隣の駐車場事業者への影響について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「近隣の駐車場事業者に向けて改正内容を説明されたい」、「市民会館利用者が五軒町立体駐車場を多く利用するような仕組みづくりを検討されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第60号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、常磐の杜水戸南ニュータウン地区の地区整備計画について、区域内の建築物の適切な規制、誘導を図るため、住居系沿道地区における建築物の用途の制限に関する規定を変更し、用途・容積率等の制限について、建築基準法に準じた緩和規定の整備を行うものであります。委員会では、市内における地区計画の策定件数について、緩和規定の詳細について、改正理由について、常磐の杜水戸南ニュータウンの事業者について、今般の条例改正に先立って実施した地区計画の変更の端緒について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 3 議案第63号 指定管理者の指定について（児童遊園）

本案は、新たに帰属した児童遊園について、指定管理者の指定を行うものであり、公園愛護会の活動時における補償の仕組み等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 4 議案第64号 市道路線の認定及び廃止について

本案は、道路法の規定に基づき、開発行為による帰属等に伴う市道路線の認

定及び廃止を行うものであります。内原 8-3158 号線は、県道のバイパス化による移管道路であり、移管スケジュール及び移管時における県の路面修繕予定等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「内原 8-3158 号線に関連し、主要地方道石岡城里線について、引き続き県との連携を図り、通行の安全を確保できるよう、可及的速やかに道路整備を実施されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

このほか、議案第 61 号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

#### 記

議案第 59 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 63 号、議案第 64 号以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 16 日

水戸市議会議長 袴塚孝雄様

建設企業委員会

委員長 後藤通子